

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）

改正案	現行
<p>第四 法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）</p> <p>一 個人情報の収集、保管及び使用</p> <p>（一）職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集場合は、この限りではないこと。</p> <p>イハ（略）</p> <p>（二）（四）（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 個人情報の保護に関する法律の遵守等</p> <p>一及び二に定めるもののほか、職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情</p>	<p>第四 法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）</p> <p>一 個人情報の収集、保管及び使用</p> <p>（一）職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（以下単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集場合は、この限りではないこと。</p> <p>イハ（略）</p> <p>（二）（四）（略）</p> <p>二（略）</p>

報の適正な取扱いの確保に努めること。

第五 法第三十三条の六に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

一～四（略）

五 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十八条の二第一項に規定する理由の適切な提示

職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）第六条の五第二項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十八条の二第一項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこと。

第五 法第三十三条の六に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

一～四（略）